

組合格約及び規程の一部変更について

組合格約及び規程を下記のとおり一部変更します。
つきましては、健康保険法施行令第3条の規定により公告いたします。

記

新旧対照表

規 約																			
新	旧																		
<p>(互選議員の選挙区及び議員数) 第9条 2 前項の選挙区及び選挙区ごとに選挙する互選議員の数は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>選挙区</th> <th>選挙区 の 範 囲</th> <th>議員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1区</td> <td>ダイハツ工業株式会社 ダイハツ輸送株式会社 ダイハツ生活協同組合 ダイハツ労働組合 株式会社ダイハツビジネスサポートセンター</td> <td>15人</td> </tr> <tr> <td>第2区</td> <td>ダイハツディーゼル株式会社</td> <td>1人</td> </tr> </tbody> </table>	選挙区	選挙区 の 範 囲	議員数	第1区	ダイハツ工業株式会社 ダイハツ輸送株式会社 ダイハツ生活協同組合 ダイハツ労働組合 株式会社ダイハツビジネスサポートセンター	15人	第2区	ダイハツディーゼル株式会社	1人	<p>(互選議員の選挙区及び議員数) 第9条 2 前項の選挙区及び選挙区ごとに選挙する互選議員の数は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>選挙区</th> <th>選挙区 の 範 囲</th> <th>議員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1区</td> <td>ダイハツ工業株式会社</td> <td>15人</td> </tr> <tr> <td>第2区</td> <td>ダイハツディーゼル株式会社</td> <td>1人</td> </tr> </tbody> </table>	選挙区	選挙区 の 範 囲	議員数	第1区	ダイハツ工業株式会社	15人	第2区	ダイハツディーゼル株式会社	1人
選挙区	選挙区 の 範 囲	議員数																	
第1区	ダイハツ工業株式会社 ダイハツ輸送株式会社 ダイハツ生活協同組合 ダイハツ労働組合 株式会社ダイハツビジネスサポートセンター	15人																	
第2区	ダイハツディーゼル株式会社	1人																	
選挙区	選挙区 の 範 囲	議員数																	
第1区	ダイハツ工業株式会社	15人																	
第2区	ダイハツディーゼル株式会社	1人																	
<p>(理事、理事長及び監事の選挙) 第28条 理事、理事長及び監事は、無記名投票による選挙により行わなければならない。ただし、候補者の数が選挙すべき理事、理事長及び監事の定数を超えない場合は、この限りでない。</p>	<p>(理事、理事長及び監事の選挙) 第28条 理事、理事長及び監事は、無記名投票により選挙する。</p>																		

3. 理事及び理事長選挙執行規程	
新	旧
<p>(理事の選挙日) 第2条 理事の選挙は、組合会の議員の総選挙によって、当選人の確定後直ちに行うものとする。ただし、特別の事情がある場合には、その日以後7日以内に行うことができる。この場合においては、理事長は、選挙の期日を定めなければならない。</p>	<p>(理事の選挙日) 第2条 理事の選挙は、組合会の議員の総選挙によって、当選人の確定後直ちに行うものとする。ただし、特別の事情がある場合には、その日以後7日以内に行うことができる。</p>
<p>(立候補の届出等) 第6条 理事の候補者となろうとする者は、選挙日に組合会議員選挙執行規程第2号様式に準じて作成した立候補届出書により、選挙長に届け出なければならない。 2 第2条ただし書きの特別の事情がある場合には、理事の候補者となろうとする者は、選挙期日を定めた日から、選挙の期日前2日までに、前条の届出を選挙長に届け出なければならない。 3 前2項の届出を受理した選挙長は、届出書の余白に受理の年月日を記載し、その旨公告しなければならない。 4 理事候補者が、選挙すべき理事の定数を超える場合又は選挙すべき理事の定数に満たない場合は、投票を行わなければならない。</p>	<p>(新設)</p>
<p>(投票) 第7条 投票用紙は、選挙の当日選挙会場において選挙人に交付しなければならない。 2 選挙人は、選挙会場において、投票用紙に自ら被選挙人(理事候補者が選挙すべき理事の定数を超える場合は理事候補者、理事候補者が選挙すべき理事の定数に満たない場合は理事候補者以外の者)1名(ただし、理事候補者が選挙すべき理事の定数を満たさない場合は、満たさない人数)の氏名を記載して、これを投票箱に入れなければならない。</p>	<p>(投票) 第6条 投票用紙は、選挙の当日選挙会場において選挙人に交付しなければならない。 2 選挙人は、選挙会場において、投票用紙に自ら被選挙人1名の氏名を記載して、これを投票箱に入れなければならない。</p>
<p>(無投票当選) 第13条 規約第28条第1項ただし書の規定により投票を行わないこととなったときは、選挙長は、直ちにその旨を公告しなければならない。 2 前項の場合において、選挙長は、理事候補者を当選人と定めなければならない。</p>	<p>(新設)</p>
<p>(理事長選挙) 第20条 理事の当選人が確定したときは直ちに理事長の選挙を行う。 2 前項の選挙長は、選定議員により互選された理事(理事長候補者を除く)の中から理事が選挙する。</p>	<p>(理事長選挙) 第18条 理事の当選人が確定したときは直ちに理事長の選挙を行う。 2 前項の選挙長は、理事の中から理事が選挙する。</p>

附則

この規約及び規程は、令和3年3月12日から施行する。

令和3年3月18日

ダイハツ健康保険組合
理事長 松下 範至